

平成28年度 国立大学法人滋賀大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学生の実践的な課題解決能力を高めるため、教育学部における教育参加科目や、経済学部における就業力育成事業の中のプロジェクト科目等、これまでの取組の成果を検証するとともに、反転授業やPBL（課題解決型学習）などの教育方法を授業の中で一層活用し、アクティブ・ラーニングを質・量ともに充実させる。特に、教育学部の学生に対しては、小中学校等の教育現場でアクティブ・ラーニングを指導できる力を向上させる。また、経済学部の学生に対しては、グローバル化する社会におけるビジネス・地域リーダーとして必要とされる課題発見力及び企画力を育成する。

- ・【1-1】アクティブ・ラーニングに関する研修会を開催するとともに、本学の教員表彰制度である教育実践優秀賞の平成28年度のテーマを「アクティブ・ラーニングを取り入れた授業改革の試み」とすることにより、本学のアクティブ・ラーニングを促進する。また、平成29年度に設置するデータサイエンス学部（仮称）と他の学部とが連携した課題解決型科目の開設に向けて検討を開始する。

【2】イノベーティブな創造力を有した人材を養成するため、カリキュラムを改善するとともに、ナンバリングの導入、カリキュラムマップやシラバスの利用により教育内容をより明示的に示し、学生の主体的な学習を促進する。また、滋賀大学学習管理システム（SULMS）上で講義資料や講義映像を提供する科目数を第3期中期目標期間中に1.5倍に増やすなどの方法により、学生の授業外学習時間を増加させる。

- ・【2-1】学生の主体的な学習を促進するため、授業科目に学修の段階を明示的に示すナンバリングの導入に向けた全学的な方針を策定する。また、新たにGPA制度の導入を契機に、成績評価の内容を確認するとともに、具体的な履修指導への同制度の活用を進める。
- ・【2-2】学生の授業外学習時間を増加させるため、教員に対して滋賀大学学習管理システム（SULMS）の操作説明会の開催や操作マニュアルの配布により、講義資料や講義映像等を提供する授業科目数を平成27年度より増加させる。また、学生の授業外学習時間の把握方法についても検討する。
- ・【2-3】平成29年度のデータサイエンス学部（仮称）設置に合わせ、経済学部において、文理融合型で、地域の視点とグローバルな視野を兼備する教育プログラムを組み込んだ新カリキュラム案を策定する。

【3】ビッグデータ時代の到来を受け、データ解析に基づき価値創造する能力を身に付けた人材の養成が求められている。そのために、わが国初のデータサイエンス学部（仮称）を新設し、データ活用能力育成を中心に据えたカリキュラムを構築・推進するとともに、全学の学生に対しても、データ活用の知識を向上させる。また、データサイエンス領域に関する教育ワークショップを毎年開催し、データ活用能力育成に関する本学の教育内容・方法を学外にも広く普及させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【3-1】新たに設置するデータサイエンス学部（仮称）のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを制定するとともに、データ活用能力育成を中心に据えたカリキュラムを構築する。また、全学部学生を対象とするデータ活用の知識を向上させるための科目の導入やその履修方法について検討する。さらに、ビッグデータを解析・活用できる人材養成に関する教育ワークショップを開催し、データサイエンス学部で実施予定の教育に係る取組を学外に発信する。

【4】大学院において、高度専門職業人の養成を進めるために、地域や社会の課題解決をめざす実践型の教育を拡充させるとともに、教職大学院の設置、経済学部の学部大学院5年一貫教育や多様なディグリー制度の整備・改善など、時代の要請に応えた教育課程の改革を行う。

- ・【4-1】教育学研究科において実践型教員養成への質的転換をめざし、高度教職実践専攻（教職大学院）（仮称）を平成29年度に新設するため、教職大学院設置準備室が中心となり滋賀県教育委員会と連携し、同専攻の教育体制の整備を進める。また、教育学研究科の既設の各専攻においても、実践型科目を中心としたカリキュラム案を策定する。
- ・【4-2】経済学研究科博士前期課程において、現代の社会的要請に対応し、実践的応用力に秀でた高度専門職業人能力の養成をめざすプロフェッショナルコースに新たな履修モデルとして「税理士モデル」を設ける。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【5】教養教育については、特定主題分野を設け、近江、環境など学生の地域に対する歴史的・自然的認識を深めるための科目を開講してきた。第3期中期目標期間中には、教養教育の見直しを行うとともに、環境、地域理解・デザイン、データ活用に関する教育の実施体制の整備を行う。

- ・【5-1】社会のニーズに対応した教養教育のあり方を検討し、全学教養教育科目の分野のバランスについて、見直しを進める。
- ・【5-2】多分野にまたがる課題に適切に対応するため、教育や学生支援に関する部会を統括する全学の教育・学生支援機構（仮称）を設置する。

【6】 インターンシップやPBL型のプロジェクト科目の内容を充実させ、アクティブ・ラーニングを進めるために、教育実習支援室・就業力育成支援室の整備やアクティブ・ラーニング支援の教員配置など、実践型教育を推進する体制を構築する。また、授業アンケート調査の内容について見直し、授業改善に有効に活用するとともに、適時卒業生やそのほかのステークホルダーを対象とするアンケート調査を実施し、その結果をFD（ファカルティ・ディベロップメント）に活用する。

- ・【6-1】 教育学部における実践型教育を推進する体制を整備するため、学校インターンシップや教育実習支援室の取組等の成果と課題を整理する。また、経済学部就業力育成支援室について、PBL型プロジェクト科目への授業支援を充実できる体制を見直す。
- ・【6-2】 継続的に実施している学生による授業評価アンケートをより有効に授業改善に活用させるため、アンケート調査の内容と実施方法を見直す。また、教育実践優秀賞に採択された取組の成果を全学にフィードバックし、授業改善に活かす。

【7】 教育学部創造学習センターや経済学部学習教育支援室における学生の主体的な学習を一層支援するため、学生用情報関連設備や使用方法の改善、グループ学習室の整備等、教育環境の改善・充実を進める。

- ・【7-1】 創造学習センターや学習教育支援室において、情報関連設備とその使用方法、利用できるコンテンツなども含めた学習環境の改善・充実に向けて、学生の意見も聴取して、学生が相互交流を図りながら主体的に学習できる教育環境の整備を進める。

【8】 学生の主体的な学習に対する附属図書館の教育支援機能を強化するため、施設の部分改修、学習用設備の充実、並びに各学部や情報処理センターと連携して既存施設の活用を進めるとともに、教育学部分館においては、学習スペースや書架・展示等の空間につき、維持管理可能な範囲での拡充計画を準備する。同時に、附属図書館の運営をより開かれたものとするため、学生と学部長等との懇談会や自己点検評価報告会での学生や本学支援者からの意見を参考にし、大学と利用者が共に創り支える学習環境としての特性を強化する。

- ・【8-1】 附属図書館における学習環境や収蔵スペースについて、学部長懇談会及び自己点検評価報告会での学生や本学支援者からの意見等を参考に改善策を検討する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【9】 学生の幅広い人間性を養い、健全な心身の発達を促進するため、クラブ・サークルの同窓会の協力を得て課外活動を支援するとともに、本学の学生が地域と連携して実施する学生自主企画プロジェクトの支援をさらに進める。

- ・【9-1】 学生の課外活動への支援を充実させるため、クラブ・サークルの同窓会との連携について検討し、課外活動支援を進める。
- ・【9-2】 学生自主企画プロジェクトの充実を図るため、PBL型のプロジェクト科目との連携を検討する。

【10】 3年ごとに実施している学生生活実態調査や直接の意見交換により学生の要望を把握し、必要な改善等を行う。また、心身の悩みをはじめ、様々な課題を持つ学生が増加しているなかで、障がい学生支援室の運営状況やカウンセリングの利用状況を検証し必要に応じてカウンセラーや相談員の配置等を見直すとともに、情報提供の方法を工夫することにより学生生活に困難を抱える学生が相談しやすい環境を整えるなど、学生相談体制の整備を進める。

- ・【10-1】 3年ごとに行っている全学の学生に対する学生生活実態調査を実施し、学生生活の実態を把握するとともに、学部長懇談会等における学生との意見交換により具体的な要望を把握し、課題を明らかにする。
- ・【10-2】 学生生活に困難を抱える学生が相談しやすくなるように、障がい学生支援室の運営やカウンセリングの利用等学生に対する相談支援状況を検証し、必要に応じてカウンセラーや相談員の配置や情報提供の方法を見直すなど、学生相談体制を充実する。

【11】 学生の学習機会を保証するため、学生の経済的状況を的確に把握し、本学独自の支援制度「つづけるくん」の見直しを行うなど、経済的支援策を実施する。

- ・【11-1】 本学独自の就学支援制度である滋賀大学学生特別支援政策パッケージ「つづけるくん」の運用方法や授業料免除の審査方法等を見直す。

【12】 学生のキャリア支援を充実させるために、インターンシップに関する情報提供・助言・事前指導の体制を整備し、学生が地域の産業に目を向ける機会を増やすとともに、グローバルな場での活躍を志向する学生の海外体験の機会を拡充させる。また、就職状況の変化に対応するために、就職相談窓口の体制の見直しや、就職支援に関するプログラムの改善を行う。

- ・【12-1】 キャリア教育・キャリア支援のあり方について点検し、課題を整理し、改善方策を検討するとともに、地域インターンシップ、海外体験プログラムの整備を進める。また、地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)の参加校として、地域共生論など地域のニーズを反映した教養科目を開講し、地域に貢献する人材の育成をめざす。

- ・【12-2】 現行の就職支援プログラムを点検し、問題点を明らかにするとともに、教員養成学部における高い教員採用率の維持に向けた支援を強化する。また、就職相談についても、さらにきめ細かな指導体制づくりを進める。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【13】 アドミッション・ポリシーを平成 30 年度までに見直す。学部個別入学者選抜は、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入を念頭に置きつつ、知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力等、多様な能力を適切な方法で評価する制度とし、学部教育組織の再編に合わせて可能なものから段階的に実施する。

- ・【13-1】 大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入や学部教育組織の再編を念頭に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシーの見直し及び学部個別入学者選抜方法の改善方針を検討する。また、データサイエンス学部（仮称）のアドミッション・ポリシーを制定し、AO入試等多様な能力を持つ人材を評価する入学者選抜を実施する。

【14】 アドミッション・オフィスを設置し、AO入試等の支援、広報活動を強化するとともに、入学者追跡調査等によって選抜方法の検証・改善等、入学者選抜実施体制を充実させる。また、これまで実施してきた教職探究フォーラムなどの高大連携事業を、アドミッション・ポリシーの見直しに対応する高大接続の観点から改善する。

- ・【14-1】 新たにアドミッション・オフィスを設置し、オープンキャンパス等の開催や本学ホームページ等での効果的かつ効率的な入試情報の発信により、データサイエンス学部（仮称）の学生募集を含めた入試広報活動を積極的に推進する。また、入学者選抜方法を検証するため、選抜方法別に入学者追跡調査を行うとともに、本学の高大連携・高大接続事業の充実に向けた検討・改善を進める。

【15】 大学院教育組織の再編に合わせて、多様なバックグラウンドを持つ人材を多面的・総合的に評価・判定して受け入れる制度を導入する。

- ・【15-1】 平成 29 年度に教育学研究科を再編し、新専攻として設置する高度教職実践専攻（仮称）のアドミッション・ポリシーに適合した入学者選抜を実施する。また、現行の教育学研究科の入学者選抜制度の課題及び改善策についての検討を行う。さらに、現職教員派遣制度を有効に活用させるため、滋賀県教育委員会と協議する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【16】 データサイエンス領域の教育研究を進め、国内外の10以上の大学・政府機関・自治体・企業等と協力して教育プログラムの開発及び多面的な共同研究を実施し、世界で競える教育研究拠点を形成する。また、本学の特色ある研究領域である環境、リスクに関する研究を継続して実施するとともに、データサイエンス、環境、リスク等の研究者が協働して分野融合的な研究を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【16-1】 わが国初のデータサイエンス領域の教育研究拠点を形成するため、全学センターとして新たにデータサイエンス教育研究センターを設置し、大学・企業・団体等との連携による教育研究を推進する。
- ・【16-2】 本学の特色ある研究領域である環境・リスクに関する研究を継続して重点的に実施するとともに、同領域とデータサイエンス領域との人的・物的な学内連携を図り、環境分野においてはビッグデータを活用した空間統計分析に関する分野融合的な新たな共同研究を開始する。

【17】 国際学術専門誌への掲載論文数を20%増加させるとともに、国際共同研究を積極的に推進し、国際シンポジウムを年2回以上開催する。

- ・【17-1】 現行の学術論文投稿助成制度について見直しを行うなど、研究者の国際学術専門誌への投稿を促進・支援するための方策を検討する。
- ・【17-2】 研究活動の国際化を推進するため、国際共同研究を進めるとともに、国際シンポジウムを2回以上開催する。また、国際共同研究及び国際シンポジウムを支援するための体制を整備する。

【18】 地域の直面する課題や、グローバル化する社会の中で新たに発生する課題解決に貢献するために、国内外の大学、自治体や教育機関等との共同研究を推進する。特に、近江の地域史資料や近江商人に関する資料の収集と調査・研究を行う。また、大学の研究活動を通して得られた成果を、シンポジウムやワークショップ等多様な形態で公表し、地域に還元する。

- ・【18-1】 地域の中で発生する課題解決のために、大学、企業、地域との共同研究や交流を推進するとともに、県・市町教育委員会及び地域の学校等との連携により共同研究を推進する。また、研究活動を通して得られた成果について、シンポジウム、講演会、公開研究会やワークショップの開催、学術情報リポジトリでの公開等の多様な形態により公表する。
- ・【18-2】 滋賀県内の研究・教育機関と連携して、近江の地域史資料や近江商人及び近江系企業に関する史資料の収集や共同研究・調査を推進する。また、その成果を企画展や講演会の開催、研究紀要への掲載を通じて、広く地域に還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【19】特色ある研究を推進するため、研究助成制度、招聘教授制度、クロスアポイントメント制度等の運用状況を点検して改善し、有効に活用する。また、科研費申請の準備に関する学内スケジュールの見直しやセミナーの開催、申請書作成に関するアドバイザー制度の導入など、科研費採択率向上のための学内支援体制を改善する。

- ・【19-1】特別招聘教授制度、クロスアポイントメント制度等を効果的に活用する。また、研究者との意見交換や現行の研究支援体制の評価を実施し、これまでの学内研究助成制度を見直す。さらに、科研費の申請書作成に関するアドバイザー制度等、外部資金獲得に対し効果的な支援体制を構築する。

【20】平成 28 年度にデータサイエンス教育研究センターを全学センターとして設置し、MOOC（大規模公開オンライン講座）による教育サービスの提供、データ駆動型 PBL 演習教材の開発・提供、オープンデータの拠点構築、他大学等との価値創造プロジェクト研究事業等を推進する。また、データサイエンス教育研究センターの設置を契機に学部・大学院と全学研究センターとの研究面での連携を強化するため、全学研究センターのあり方を見直し、研究環境の整備を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【20-1】新たにデータサイエンス教育研究センターを設置し、県内外の大学との連携の下、データ駆動型 PBL 教材開発やデータを活用した価値創造プロジェクト研究等を推進する。
- ・【20-2】データサイエンス教育研究センターの新設に伴い、新たな学内研究連携体制を形成するため、これまで全学研究センター毎に実施してきた研究のあり方を見直し、全学で一体的に研究を行うための研究推進機構（仮称）を設置する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【21】地域における知の拠点をめざし、学部及び全学研究センター等が様々な方法で実施する、地域の課題解決や地域を支える人材育成等の地域・社会貢献活動の取組が一層効果的となるよう、全学レベルで体系化するとともに重点的に支援する事業を強化する。また、環びわ湖大学・地域コンソーシアムや彦根三大学による連携事業を一層推進する等、地域の他大学や自治体等との連携をさらに深める。

- ・【21-1】学部や全学研究センター等による地域・社会貢献活動について、全学レベルで協力して効果的に実施するための作業部会を新たに設置し、これまでの活動状況の調査・分析、活動の体系化や重点支援、広報体制の確立のための検討を進める。また、環びわ湖大学・地域コンソーシアムや彦根三大学等による連携事業を推進する。

【22】公開講座及び公開授業等について、受講者が新たな知識に触れ、満足する内容となるよう、アンケート調査等により検証を経た上で、改善を推進する。また、近江の自然、歴史、文化等に関わる研究成果について、地域の他大学や出版社等と協働して出版企画・編集を行い、特色ある学術書を出版する。

- ・【22-1】公開講座・公開授業に関するこれまでの受講者アンケート結果の推移や、地元自治体による生涯学習に関する意識調査の結果等を分析し、地域のニーズを把握することにより、地域住民のニーズに合った公開講座等を開催する。また、研究成果を広く効果的に発信するため、学内外に向けた広聴・広報体制の構築に取り組む。
- ・【22-2】滋賀県立大学や出版社等と連携して近江の自然、歴史、文化等に関わる研究成果を学術書として出版するため、おうみ学術出版会の出版事業計画を本学が主軸となって推進する。

【23】地域の知の拠点をめざすには、地域の歴史や文化への洞察が学内外において広く共有されることが重要である。そのため、県立図書館の拡充整備以前より地域の史資料の調査・研究・整理保管・展示等の機能を自ら担ってきた本学の附属図書館・史料館・経済経営研究所が蔵する史資料を活用した地域貢献を一層推進する必要がある。それに応えるため、県内外の図書館・博物館等と連携して地域の歴史や文化に関する広領域的な共同研究を推進する。

- ・【23-1】附属図書館、経済学部附属史料館及び経済経営研究所が所蔵する地域関連史資料を活用して、県内外の図書館・博物館・美術館や他大学の史資料所蔵機関と連携し、地域の歴史や文化に関する広領域共同研究を推進する。また、附属史料館における地域の歴史研究をめぐるネットワークと拠点形成のための検討を開始する。

【24】地域を支える社会人の育成に向けて、公共経営イブニングスクール、地域活性化プランナー学び直し塾、ビジネスイノベーションスクールなど、地域社会からの評価の高い社会人学び直しプログラムを検証しつつ実施し、これらのプログラムの受講生を毎年60人以上確保する。さらに、既修者グループとの交流を深めつつ、これらのプログラムと大学院教育との連携を進める。

- ・【24-1】公共経営イブニングスクール、地域活性化プランナー学び直し塾、ビジネスイノベーションスクールなどの社会人学び直しプログラムについて、地域との関係を一層深めるためにプログラム等の既修者を講師・アドバイザーとして活用するとともに、受講生を60人以上確保し、地域を支える社会人の育成を推進する。

【25】地域の教育課題に対応できる力を向上させるために、実践的なカリキュラムをさらに充実させるとともに、国立大学の教員養成学部である特色を生かし、小中連携、幼小連携や学力問題など我が国の直面する教育課題に取り組むことのできる人材を養成する。また、学校現場で指導経験のある大学教員の比率を、第3期中期目標期間中に30%まで高める。こうした取組により第3期中期目標期間中の教員就職率について80%を維持するとともに、滋賀県の小学校教員採用数における本学の占有率を35%まで向上させる。また、平成29年度に教職大学院を設置し、地域の教育のリーダーとなる人材を養成するとともに、修了者の教員就職率90%を確保する。

- ・【25-1】地域の教育現場が直面する小中連携や幼小連携などの教育課題解決に取り組むことのできる人材を養成するため、実践的な教員養成カリキュラムの充実・改善策を検討する。
- ・【25-2】学生の実践的指導力の育成・強化のため、滋賀県教育委員会からの教員派遣等による人材交流を含めた連携強化策を検討し、教育学部において学校現場で指導経験のある教員の比率向上に取り組む。
- ・【25-3】教員就職率や県内小学校教員採用数に占める本学卒業生の比率を高めるため、現行の就職支援事業や支援体制を点検し、より効果的な教員就職支援を実施する。

【26】平成27年度に滋賀県教育委員会と共同で設置した地域教育連携推進会議における協議などを通して地域の教育課題を明らかにし、大学と教育委員会、公立の小中学校などが協力して学力問題等の課題解決に向けた取組を実施する。

- ・【26-1】滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議を2回以上開催し、協議を通して地域の教育課題を整理する。また、同会議の下に設けた専門委員会が中心となって、整理した教育課題の解決に向けて調査研究を実施し提言をまとめる。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【27】国際センターにおける国際的な教育研究、留学に関する学生支援及び地域の国際的な活動への支援等を充実させるための組織整備を進める。また、大学の重点研究領域を中心として国際的な教育研究拠点を形成するため、共同研究プロジェクトを促進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【27-1】留学に関する学生支援の充実や海外インターンシップ等のグローバル人材教育を推進するための支援・実施体制を整備する。

【28】海外協定校を東アジア・太平洋地域だけでなく、その他の地域にも広げ、平成 33 年度までに合計 30 校以上に拡充させる。また県内大学とも連携・共同し、これまで以上に国際交流活動と国際理解プログラムを多面的に実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【28-1】ヨーロッパ等の大学・機関との教育・研究交流のため、海外協定校の拡充を推進する。また、国際交流活動の充実を図るため、海外研修プログラムの拡充に取り組む。さらに、個々の協定校との交流等の実績を検証し、交流活動拡大に向けた取組の検討を行う。
- ・【28-2】国際理解プログラムや語学教育の充実に向けて、関係大学と連携し、検討を進める。また、新たに設置する高度教職実践専攻（仮称）の大学院生を対象として、海外の初等中等教育事情を体験的に学ぶための研修制度を立案する。

【29】大学教育を国際化し、それを地域の課題解決に活かすため、これまでに開発した海外協定校との連携教育プログラム等を基盤として、地域課題型 PBL や英語による授業、多様な海外研修プログラムなどを活用したグローバル人材育成コース等の取組を進める。また、小・中・高等学校の教員となる学生の英語力向上と実践的指導力強化のためのカリキュラムを開発し、実施する。さらに、連携協力校と共同して地域の児童・生徒の英語力及び英語担当教員の指導力の向上のためのプロジェクトを実施する。

- ・【29-1】グローバル化に対応した教育プログラム拡充のため、多様な海外研修プログラムの充実策について、海外の協定大学の意見も取り入れながら検討する。また、経済学部における、英語による授業や地域課題型 PBL、海外研修プログラムなどを取り入れたグローバル人材育成コースについて、受け入れ人数の増や柔軟な履修時間などの改革案を検討する。
- ・【29-2】小学校英語の教科化に対応して、小・中・高等学校の教員をめざす教育学部学生の英語力向上と実践的な英語指導力強化のためのカリキュラム開発・運用について検討する。また、地域のグローバル化に教育学部が貢献するため、県内の連携協力校と共同して、児童・生徒の英語力及び英語担当教員の指導力向上を図る英語教育支援プロジェクトを実施する。

【30】海外留学をめざす学生や海外からの留学生に対する支援体制をさらに充実させることによって、平成 33 年度までに長期・短期の海外留学生・研修生数を学部学生入学定員の 20%以上に、また学部・大学院の外国人留学生数を平成 27 年度比 50%増に引き上げる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【30-1】海外留学をめざす学生や海外からの留学生に対するカリキュラム上の配慮、教育プログラムの整備、留学に関する相談体制や奨学金等への申請支援を強化する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【31】 本学の特色である環境教育、滋賀県教育委員会との協力によるコアサイエンスティーチャー事業及び情報活用教育に関する研究成果を発展させ、実践に基づいた環境教育、理数教育、情報活用能力の育成に関する研究を行うとともに、小学校英語教育の教育方法の研究等の先導的な教育課題に取り組む。平成 27 年度に教育学部に新設した環境教育専攻、初等理科専攻、初等英語専攻をはじめとして、学部と連携・協力して、教育研究活動を推進するとともに、その成果を地域に公開し、教員養成カリキュラムに反映させる。さらに、第 2 期中期目標期間までのリスク管理の取組に関する実績を踏まえて、学校安全教育等、先導的・実験的な教育研究の実践を教育委員会や自治体と連携して進め、大学の学生支援等に活かす。

- ・【31-1】 実践に基づいた研究の成果について、附属学校と教育学部と連携・協力して発展させる。特に、ICT 活用、幼小連携、学部と連携しての理数教育、小学校英語教育等の研究を推進する。
- ・【31-2】 附属学校におけるリスク管理等に関する取組の実績を踏まえて、教育委員会や自治体と連携して、災害時に備えた防災対策や安全対策を中心とする学校安全教育に関する実践的な研究に着手する。

【32】 実践的指導力を身に付けるために、1 年次から 4 年次にかけて、段階的に計画・実施されている教育実習・教育体験に組織的に協力する。また、地域の公立学校で実施している教育実習と附属学校での教育実習の協力体制を、第 2 期中期目標期間までの実績を踏まえつつ強化し、多様な児童生徒に対する実践的な教育実習を進める。さらに、平成 29 年度に設置する高度教職実践専攻（教職大学院）（仮称）の学生の教育実習を、公立学校での実施に加えて、附属学校において実務家教員と附属学校教員とが連携して行うことにより、より質の高い実践的なものとする。

- ・【32-1】 教育実習に対する学生支援システムの効果を検証するなど、今後の教育実習体制の改革に向けた課題を明らかにする。また、平成 29 年度設置の高度教職実践専攻（仮称）における学校実習科目の具体的な実施体制・実施方法等の検討を行う。

【33】 附属学校の通常学級に在籍している、配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、巡回指導等の特別支援（教育相談）を学部教員と特別支援学校教員が協力して行うとともに、同様の支援を附属学校立地地域の公立小中学校に対しても教育委員会等と連携して実施し、特別支援の取組の地域還元を進める。

- ・【33-1】 附属学校の通常学級に在籍し、配慮や支援を必要とする児童生徒が円滑な学校生活を送れるよう、学部教員と特別支援学校教員が協力して巡回指導等の特別支援を行う。また、附属学校が県及び地域の教育委員会と連携して、地域の公立小中学校における特別支援の取組を支援・推進する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【34】 高等教育への社会的要請に応え、多様な形で地域社会の発展に貢献するため、学長と教授会の役割を明確にした学内規程に基づき、学長のリーダーシップの下、大学の強みや特色などが十分に生かされているかを総点検し必要な改善を行う。

- ・【34-1】 滋賀大学将来構想大綱の進捗状況を点検するとともに、必要に応じて大綱を見直す。また、外部有識者会議の在り方等について検討するなど、大学の強みや特色などが十分に生かされているかを総点検するための体制を整備する。

【35】 本学の将来構想の達成のため、学長裁量経費を確保し、学長のリーダーシップの下、機能強化に資する事業に重点配分を行う等、限られた学内資源の再配分を戦略的・効率的に進める。

- ・【35-1】 本学の将来構想の達成のため、予算編成において優先的に学長裁量経費（112百万円以上）を確保し、学長自らが本学の機能強化に資する事業へ重点的配分を行う。また、配分を受けた部局等が作成した事業報告書に基づき、学長は大学の機能強化等への貢献度を検証する。

【36】 教育組織の再編改革や研究の重点領域の編成に機動的かつ柔軟に対応するために、教員組織を教育組織と分離し、全学的な視点で教員配置及び教員人事を行う。

- ・【36-1】 教育組織と分離した教員組織のデータサイエンス学系を設置し、本学のデータサイエンス領域の研究を強化するための体制を構築する。残る教員組織の在り方についても検討を進め、全学的な教員組織の再編を図る。また、全学人事委員会を設置し、全学的視点で効率的かつ効果的な教職員人事計画を策定するとともに、これに沿った人事管理を行う。

【37】 経営協議会、外部有識者会議及び教育学部と滋賀県教育委員会との地域教育連携推進会議等において、大学全体または部局に対する地域社会も含めた外部からの意見を求め、適切かつ迅速に法人運営に反映させる。その結果を、経営協議会及び教育研究評議会に報告する。また、様々な会議等で出された意見や監査結果等については、教職員に周知徹底し、個々の改善に役立てる。加えて、データサイエンス学部（仮称）では、当該分野を先導する研究者で構成される外部アドバイザーボードに評価や意見を求め、データサイエンス教育研究拠点の形成に反映させる。さらに、学内外のデータを収集・整理・分析した結果を大学の意思決定や教育研究支援に活用し、データの公開を進める I R（インスティテューショナル・リサーチ）活動を推進する。

- ・【37-1】 各種会議等において求めた学外者からの意見等を踏まえ、適切かつ迅速に必要な見直し等を行い、法人運営に反映させる。また、各種会議等での意見や監査結果等が、個々の業務改善にも役立てられるよう、教授会や事務連絡協議会等で教職員に周知徹底する。

- ・【37-2】 データサイエンス学部（仮称）の設置に向けて、データサイエンス教育研究推進室をデータサイエンス学部設置準備室に組織変更し、諸規程やホームページ等の整備並びに入試業務等を行う。また、準備室に設置の外部アドバイザリーボードからの教育面の準備状況等も含めた意見を反映させる。
- ・【37-3】 大学改革及び本学の機能強化を一層推進するため、新たに大学戦略 I R 室（仮称）を設置し、第 3 期中期目標期間における活動方針及び活動計画を策定する。また、活動計画に沿って、必要な学内外のデータを収集・整理・分析し、大学運営への反映について検討する。

【38】 優秀な教員を獲得し教育研究の活性化を図るため、年俸制やクロスアポイントメント制度等多様な人事・給与制度の活用を促進する。また、年俸制適用教員の割合を 10%までに高める。

- ・【38-1】 データサイエンス学部（仮称）の設置準備のため、年俸制、クロスアポイントメント制度及び特別招聘教授制度等の柔軟な人事・給与制度を活用して優秀な教員を確保し、教材や教育方法の開発等を行う。また、年俸制適用者の業績評価システムについて検討・整備し、年俸制適用教員を増加させる。

【39】 大学全体の機能及び教員の活動の強化・活性化のために、教員個人評価制度について、平成 28 年度導入の教員情報管理システムの活用と改良等により実効性を高める。また、事務系職員個人評価制度についても、被評価者及び評価者研修を毎年実施し、必要な改善見直しを図りつつ、制度を効果的に活用する。さらに、教員及び事務職員の個人評価の結果を処遇に反映させる仕組みを改善する。

- ・【39-1】 教員情報管理システムの新たな導入に伴い、滋賀大学教員評価制度の指針を改訂するとともに、初年度は、自己点検報告書の 95%以上の提出率を確保する。また、教員個人評価を処遇に反映させる仕組みについて検証し、改善に向けた検討を行う。さらに、新たに採用した教員に対して教員個人評価制度について周知する。
- ・【39-2】 事務系職員個人評価制度における被評価者及び評価者研修を実施するとともに、業績評価の目標設定方法、評価スケジュール等について、検証し見直す。

【40】優秀な人材を確保するため、女性・若手・外国人教員の採用を拡大する。特に、役員1人以上及び管理職3人以上の女性を登用するとともに、データサイエンス学部（仮称）においては若手教員を積極的に採用する。また、教育・研究支援部門等における専門的な業務を担う人材の確保や養成を行うため、キャリアパス制度（給与、評価、研修体系等）を整備し、キャリアコースを複線化する。

- ・【40-1】女性の役員1人を採用するとともに、女性の管理職3人を登用する。また、データサイエンス領域においては、国立大学改革強化推進補助金（特定支援型）により若手教員を4人雇用するとともに、外国人教員1人を採用する。このことなどにより、平成29年度のデータサイエンス学部（仮称）創設時には40%以上が40歳未満の優秀な若手教員となるよう、確保する。
- ・【40-2】教育・研究支援部門等における専門的な業務を担う人材の採用、配置、養成のあり方及びキャリアパス制度（給与、評価、研修体系等）を検討する。

【41】本学における業務運営、機能強化や教育研究を将来構想に基づいて適切に実施するため、監事が出席できる会議を拡大する等により監査範囲を広げるとともに、監査活動を支援する職員を増やす等のサポート体制を充実させることで監事の果たす役割を強化し、内部統制をより有効にする。

- ・【41-1】監事の監査範囲を広げるため、監事は原則学内のすべての会議に出席または陪席ができるようにするとともに、監査活動を支援する職員を臨時的に増員し、監査体制を強化する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【42】平成29年度にデータサイエンス学部（仮称）を、平成33年度までにデータサイエンス研究科（仮称）を設置し、世界で競える国内で唯一のデータサイエンス領域の教育研究の拠点を形成する。併せて、同一キャンパスにある経済学部とデータサイエンス学部（仮称）の密接な連携により、文理融合型で、地域の視点とグローバルな視野を兼備する教育システムを導入する。
（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【42-1】平成29年度に設置するデータサイエンス学部（仮称）の教材や教育方法の開発を推進するため、データサイエンス教育研究センターを設置し、国立大学改革強化推進補助金（総合支援型）の活用により、学内外の連携を強化する。

【43】教育学研究科を再編し、実践的教員養成機能を強化するとともに、平成 29 年度に高度教職実践専攻（教職大学院）（仮称）を新専攻として設置し、地域の中核を担い将来の管理職として活躍できる人材、及び質の高い授業づくり・学級づくりができる教員を養成する。また、教育学部については、滋賀県の教員採用数の動向を踏まえて、組織の見直しを行う。

- ・【43-1】滋賀県内の教員及び学部卒業生の高度で実践的な教員養成機能を強化するため、平成 29 年度の高度教職実践専攻（仮称）の設置に向けて、教職大学院設置準備室が中心となり、滋賀県教育委員会等と連携して準備を進める。
- ・【43-2】教育学部卒業生及び教育学研究科修了生の教員採用状況を分析し、特に、最近の滋賀県の教員採用状況や今後の見通しに関する情報を得ながら、教育学部将来構想委員会が中心となって教育学部の改革に向けた検討を始める。

【44】社会人の学び直し対応機能と地域イノベーティブな人材育成機能を強化するために、公共経営イブニングスクール、地域活性化プランナー学び直し塾及びビジネスイノベーションスクールについて、毎年、成果と課題を確認しながら内容を充実させるとともに、これらの取組を基礎に社会人の学び直し需要に対応できるように大学院教育組織を再編する。

- ・【44-1】社会人の学び直し対応機能と地域イノベーティブな人材育成機能を強化するため、平成 27 年度に実施した公共経営イブニングスクール、地域活性化プランナー学び直し塾及びビジネスイノベーションスクールの成果と課題を検証し、平成 28 年度の実施に反映させる。また、現在実施の各種社会人学び直しプログラムを基礎に、学び直し需要に対応できる組織の整備に向けた検討を進める。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【45】事務業務の効率化プロジェクトチームを中心に不断の事務業務の効率化・合理化を進めるとともに、研修等を通して事務職員の意識改革及び能力開発を推進することにより、幹部職員としてのマネジメント能力を備え、組織運営を担える人材を育成する。また、データサイエンス学部（仮称）の設置等の教育研究組織の再編に伴う新たな業務等への対応の検討のための作業部会を設置し、柔軟かつ機動的に事務組織を編制するとともに、適切な人事配置を行う。また、毎年、役員及び部局長等が、事務組織及び事務職員配置のあり方について意見交換する。

- ・【45-1】事務業務の効率化プロジェクトチームを中心に、効率化・合理化に関する取組計画を策定する。また、教員の業務負担軽減の観点から、事務手続きや様式の簡素化について重点的に検討する。
- ・【45-2】事務職員の資質向上のため、目的別の各種研修等を実施するとともに、他機関等が主催する研修にも職員を積極的に参加させる。また、他大学との共催・連携等による研修の効率化を図る。

- ・【45-3】教育研究組織の再編等に対応する事務組織及び事務分担等を検討する作業部会を設置し、役員及び部局長等からも意見を求める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【46】安定した大学運営と教育研究の質等の向上のため、科研費（平成 27 年度比 20%増）等の外部資金の獲得や「滋賀大学教育研究支援基金」をはじめとする寄附金の受け入れなど、自己収入の増加に向けた全学的な体制を整備し、有効な取組を推進する。

- ・【46-1】現行の研究支援体制の評価及び教員からの意見を反映させ、研究助成制度の改善を行う。また、本学の科研費の申請及び採択状況に関する分析を行うとともに、科研費申請のアドバイザー制度等の導入により、外部資金の獲得に向け戦略的に取り組む。
- ・【46-2】データサイエンス教育研究基金（仮称）など寄附者の寄附目的に沿った基金創設に向けた検討を行うとともに、新たに基金室（仮称）を設置し、寄附金や寄附講座の獲得のための活動を積極的に展開する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【47】学長のリーダーシップの下、計画的な人件費管理を推進し、全学的な人事管理と大学の戦略に基づく人員配置を行う。

- ・【47-1】第 2 期中期目標期間における教職員の人件費の実績を分析するとともに、第 3 期における組織再編等を踏まえて全学の教職員人事計画を策定する。

【48】部局事業を含む物件費に係る執行について、検証及び効果的・効率的な見直し等を行い、資源の再配分に寄与する。また、他大学との共同調達件数を 2 倍に増加させ、競争性の観点から随意契約の契約方法の見直しを実施するとともに、教職員のコスト意識改革を推進する。

- ・【48-1】平成 27 年度の大学全体の物件費の執行について検証し、更なる効果的・効率的な契約に向けた検討を行う。また、契約事務について、他大学の実態を踏まえ効率化するとともに、近隣大学との共同調達件数増加のための検討を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【49】施設の適切な維持保全のため、毎年施設の老朽化等調査を実施し、施設マネジメント部会において適正な評価を行い、計画的に内外装改修などの老朽化対策等を実施する。

- ・【49-1】施設の適切な維持保全のため、施設の老朽化等調査を実施し、調査結果を施設マネジメント部会において評価し、老朽化対策等を実施する。また、施設維持保全マニュアルを新たに作成する。

【50】資金は、金融リスクに備え、学内の専門家の意見を十分踏まえるとともに、資金運用担当者を研修等に参加させ、能力開発を行うことで適正かつ安全に運用することとし、運用額（年間延べ額）は平成27年度比5%増とする。

- ・【50-1】適正かつ安全に資金を運用するため、研修等により運用担当者の能力開発を行うとともに、学内の専門家の意見を踏まえた運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【51】大学運営の改善充実及び機能強化の促進のため、大学の強みや特色を見いだし、社会や地域への貢献度を把握する等の観点から毎年自己評価を着実に実施し、第3期中期目標期間半ばに外部評価も行う。また、大学を支える関係者に向けた自己点検評価報告会が効果的となるよう運営を改善するとともに、その結果を広く一般にも情報提供し、大学運営に適切に反映する。さらに、大学全体の機能及び教員の活動の強化・活性化のために、教員個人評価制度を平成28年度導入の教員情報管理システムの活用と改良等により充実させ、事務系職員個人評価制度も必要な改善・見直しを行い、制度を効果的に活用する。

- ・【51-1】大学運営の改善・充実のため、同窓会及び後援会との意見交換会を開催する。また、平成27年度大学機関別認証評価結果を基に、学内でその分析・検討を行い、改善事項を整理する。さらに、第3期中期目標期間中に実施する外部評価計画策定に向けた検討を開始する。
- ・【51-2】学生・教職員のほか、同窓会や後援会など大学を支える関係者に向けた自己点検・評価報告会について、点検評価項目を見直し、報告会での意見を大学運営に反映させる。また、報告会の状況等をウェブサイトにおいて公開する。
- ・【51-3】教員個人評価制度については、教員情報管理システムの導入に伴い改善・充実させるとともに、事務系職員個人評価制度についても効果的な活用が可能となるよう検討を進める。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【52】第2期中期目標期間で確立した広報部会・広報室体制に、より強力なモニタリング機能、編集機能、大学ポータル活用機能が加わる仕組みを構築し、地域の本学支援者や学生ボランティアとも連携しつつ、広聴・広報活動を展開する。その際、本学教員の社会貢献可能分野を掲載した「シーズ集」の改良や、教員情報管理システムの活用とも連動させる。

- ・【52-1】現行の広報媒体や内容について検証し、効果的・効率的な広報のあり方について検討する。また、本学のウェブサイトについては、ウェブサイト・デザイン統一推進作業部会からの改良の提言に対する反映状況を確認するとともに、部局のウェブサイトのデザインについても改良に向けた検討を行う。
- ・【52-2】教員の社会貢献活動を推進するため、個々の教員が可能な社会貢献の分野を掲載した「シーズ集」について、企業や地域住民等の利用者にとって分かりやすい内容・デザインやデータ検索を可能にすることなどの改善を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【53】組織見直し等の大学改革に適切かつ迅速に対応するため、施設マネジメントの実施方策に係るPDCAサイクルを確立し、国の財政措置の状況を踏まえ、毎年の施設整備マスタープランの点検・評価及び必要な見直しにより施設整備を行う。また、防災機能の強化及びバリアフリー化の推進により、学生・教職員の安全を向上させ、地域における防災拠点として貢献する。

- ・【53-1】施設整備の面から大学の機能強化・防災機能強化を支援するため、施設整備マスタープランの点検・評価及び見直しを行うとともに、インフラ長寿命化計画及びライフライン改修のための年次計画を策定する。

【54】毎年、講義室や会議室等の利用状況調査を行い、全学的な観点から非効率的なスペースを効果的・効率的なスペースとして活用する。このうち、講義室については、アクティブ・ラーニングや社会人教育の推進等により、年間稼働率を平成27年度比5%増とする。

- ・【54-1】全学的視点に立った施設の有効活用の促進を図るため、講義室や会議室等の利用状況調査を行い、稼働率が低い部屋の効果的な活用方策を検討する。

【55】CO₂排出量の削減に資するため、LED灯の増設（照明面積を平成27年度保有面積に対する5%増）や太陽光外灯の設置等の省エネルギー対策を実施する。また、学生・教職員の環境意識を高める取組を行うとともに、ポスターや学内ホームページ等による環境や省エネルギーに関する啓発活動を実施する。

- ・【55-1】LED灯の増設等の省エネルギー対策を実施する。また、環境報告書の作成・公表及び省エネルギーに関するポスターを作成し、学生・教職員に対する環境・省エネルギーに関する啓発活動を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【56】リスク管理体制を充実させるため、毎年「リスク管理ガイドライン」や「リスク管理基本マニュアル」を点検し、必要な見直しを行うとともに、「リスク事象別個別マニュアル」を整備する。また、大規模災害等の発生に備え、関係部局、委員会等の実質的な連携体制の強化及び定期の訓練の実施により学生・教職員の有事の際の対応に関する理解向上を推進する。さらに、附属学校における安全教育の実践を大学全体にも役立たせていく。

- ・【56-1】様々なリスクの未然防止及び発生時の適切かつ迅速な対応のため、リスク管理委員会においてリスク管理ガイドラインやリスク管理基本マニュアルを点検し、必要な見直しを行う。また、リスク事象別個別マニュアルの整備に向けて、対象とするリスクを整理し、優先度の高いものからマニュアルを順次作成する。さらに、大規模災害等の発生に備え、他大学の対応マニュアルの整備状況の調査を行うとともに、地域・自治体と連携した対応についても検討する。

【57】学生・教職員の海外渡航の安全確保のために、海外安全情報の迅速な提供と啓発を行う。また、毒物・劇物の適切な管理・使用を推進するために、その管理状況について定期的に点検し、使用者の管理意識を徹底する。さらに、PCB廃棄物（安定器等）について、計画的に処理する。

- ・【57-1】学生・教職員の海外渡航の安全確保のため、海外安全情報を迅速に提供するとともに交換留学生のための説明会や相談窓口の設置による啓発活動を行う。
- ・【57-2】毒物・劇物等を適切に使用及び管理するため、保管状況等の調査を実施し、必要に応じて改善措置を早急に講じる。

【58】 学生・教職員の健康意識を向上させるために健康に関する講演会、セミナー等を開催するとともに、個別の健康相談やカウンセリングを通じて、心身の健康の維持・増進を支援する。また、教職員のストレスチェックの実施及び事後措置等の体制を整備する。

- ・【58-1】 学生・教職員の健康意識を向上させるため、定期健康診断の受診率を高める方策を検討するとともに、講演会・セミナー等を通じて健康情報を発信する。また、健康診断の事後措置、健康相談及びカウンセリングを通じて健康の維持・増進を支援する。さらに、法律に基づく教職員のストレスチェックを実施する。

【59】 設備と運営の両面における情報システムの高度化を推進するため、他大学をはじめ関連機関とも連携しつつ、統合情報基盤の定期的検証と課題検出・緊急度分析を行うとともに、運営を担う人材育成体制を整備する。

- ・【59-1】 学内の情報システムを統合し、一体として運営するため、新たに情報機構を設置する。また、機構の下に情報化推進委員会を設置し、統合情報基盤設備の運営及び高度化のための現状把握と課題整理を行い、改善策について検討する。

【60】 情報セキュリティ管理に関する学生・教職員の意識・知識・技術の向上を図るため、各部署情報セキュリティ担当者の連携を強化し、各種調査により現状を認識するとともに、疑似体験型訓練や講習会等による啓発活動を強化し、これらの活動への参加歴を把握する体制を導入する。また、情報セキュリティにかかわる緊急事態発生時に、迅速かつ適切に対応するための全学体制を改善する。

- ・【60-1】 情報セキュリティ体制の強化のため、新たに情報機構を設置し、その下の情報セキュリティ委員会において、サイバー攻撃や事故、災害等による緊急事態発生時の全学対応体制に関する現状を調査し、見直しを検討する。また、情報セキュリティポリシーに関する体制及び規程等の見直しと、教職員及び学生の情報セキュリティに関する意識・知識・技術の向上を図るための啓発活動を実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【61】 コンプライアンス体制及び倫理教育を強化・充実させるため、関係規程等を整備、見直しする。また、法令遵守及び研究倫理等に関する研究倫理セミナーの年2回実施や e-learning 教材の利用により、全教職員の法令遵守、倫理意識を向上させる。

- ・【61-1】 研究費の不正使用や研究不正を防止するため、関係規程の見直しを行うとともに、研究者への面談を行い、倫理意識を確認する。また、研究倫理セミナーや教育教材を活用し、大学院生を含めた研究倫理等に関する教育・啓発活動を行う。

【62】 研究費等を適正に執行するため、経理事務に関し、教職員向けQ&A等の内容の充実、事務職員に対する研修会の年2回以上の実施、事務処理マニュアル等の見直しを行うとともに、教職員及び関係業者に対し、適正な経費執行について周知徹底する。

- ・【62-1】 経理・研究事務担当者に対する研究費等適正執行に関する研修会を年2回以上実施するとともに、教職員向けQ&Aに不正事例や外部資金ごとの留意点を盛り込んだり、事務処理マニュアルをわかりやすく改訂し、研究費等を適正に執行する。

【63】 監事監査、内部監査及び会計監査人監査の監査結果で指摘された業務の改善、是正等に係るその後の措置状況についてのフォローアップを徹底する。また、監査結果の指摘事項やその後の措置内容について教職員に公表し、役員及び教職員が適正な法人運営に関する意識を共有する。

- ・【63-1】 平成26事業年度において、監事監査、内部監査及び会計監査人監査で指摘された業務の改善、是正等に係る事項のその後の措置状況についてフォローアップを実施し、未実施の事項について改善等の措置を講じる。また、平成27事業年度に係る監査結果で指摘された事項及びその後の措置内容については、教授会、事務連絡協議会やウェブサイト等において教職員に周知徹底する。

【64】 ハラスメント防止と排除を推進するため、平成26年度に全面改正した「ハラスメントの防止及び排除に関する規程」を踏まえて、教職員及び学生に対する研修事業を年2回以上実施する等の啓発活動に取り組むとともに、ハラスメントに関する相談窓口の設置を周知徹底するなど相談体制を強化する。

- ・【64-1】 学内のハラスメント行為の防止のため、教職員及び学生に対する研修を年2回以上実施する。また、ハラスメントに関する相談窓口の設置についてウェブサイト等を活用し周知徹底する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

750,501千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

計画はなし

2 重要な財産を担保に供する計画

計画はなし

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
・教育研究の質の向上及び組織運営の改善
に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(彦根)総合研究棟改修 (経済学系)	総額 254	施設整備費補助金 (231)
・小規模改修		(独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (23)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 教育組織と分離した教員組織のデータサイエンス学系を設置し、本学のデータサイエンス領域の研究を強化するための体制を構築する。残る教員組織の在り方についても検討を進め、全学的な教員組織の再編を図る。また、全学人事委員会を設置し、全学的視点で効率的かつ効果的な教職員人事計画を策定するとともに、これに沿った人事管理を行う。
- データサイエンス学部（仮称）の設置準備のため、年俸制、クロスアポイントメント制度及び特別招聘教授制度等の柔軟な人事・給与制度を活用して優秀な教員を確保し、教材や教育方法の開発等を行う。また、年俸制適用者の業績評価システムについて検討・整備し、年俸制適用教員を増加させる。
- 教員情報管理システムの新たな導入に伴い、滋賀大学教員評価制度の指針を改訂するとともに、初年度は、自己点検報告書の95%以上の提出率を確保する。また、教員個人評価を処遇に反映させる仕組みについて検証し、改善に向けた検討を行う。さらに、新たに採用した教員に対して教員個人評価制度について周知する。
- 事務系職員個人評価制度における被評価者及び評価者研修を実施するとともに、業績評価の目標設定方法、評価スケジュール等について、検証し見直す。
- 女性の役員1人を採用するとともに、女性の管理職3人を登用する。また、データサイエンス領域においては、国立大学改革強化推進補助金（特定支援型）により若手教員を4人雇用するとともに、外国人教員1人を採用する。このことなどにより、平成29年度のデータサイエンス学部（仮称）創設時には40%以上が40歳未満の優秀な若手教員となるよう、確保する。
- 教育・研究支援部門等における専門的な業務を担う人材の採用、配置、養成のあり方及びキャリアパス制度（給与、評価、研修体系等）を検討する。

（参考1）平成28年度の常勤職員数381人

また、任期付職員数の見込みを4人とする。

（参考2）平成28年度の人件費総額見込み4,039百万円（退職手当を除く。）

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,002
施設整備費補助金	232
補助金等収入	221
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	23
自己収入	2,126
授業料及び入学料検定料収入	2,079
雑収入	47
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	54
引当金取崩	0
計	5,658
支出	
業務費	5,128
教育研究経費	5,128
施設整備費	255
補助金等	221
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	54
計	5,658

[人件費の見積り]

期間中総額 4,039百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注)「補助金等収入」には、前年度よりの繰越額79百万円を含む。

2. 収支計画

平成28年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	5,578
業務費	5,187
教育研究経費	912
受託研究費等	18
役員人件費	80
教員人件費	3,181
職員人件費	996
一般管理費	202
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	188
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	5,578
運営費交付金収益	3,002
授業料収益	1,856
入学金収益	267
検定料収益	75
受託研究等収益	18
補助金等収益	126
寄附金収益	37
財務収益	0
雑益	63
施設費収益	10
資産見返運営費交付金等戻入	77
資産見返補助金等戻入	42
資産見返寄附金戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成28年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	6,940
業務活動による支出	5,193
投資活動による支出	1,502
財務活動による支出	66
翌年度への繰越金	179
資金収入	6,940
業務活動による収入	5,403
運営費交付金による収入	3,002
授業料・入学金及び検定料による収入	2,079
受託研究等収入	34
補助金等収入	221
寄附金収入	20
その他の収入	47
投資活動による収入	1,278
施設費による収入	255
その他の収入	1,023
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	259

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程 （うち教員養成に係る分野） 環境教育課程（H27 募集停止）	920人 920人 40人
経済学部	経済学科 〔うち昼間主コース 夜間主コース〕 ファイナンス学科 〔うち昼間主コース 夜間主コース〕 企業経営学科 〔うち昼間主コース 夜間主コース〕 会計情報学科 〔うち昼間主コース 夜間主コース〕 情報管理学科 〔うち昼間主コース 夜間主コース〕 社会システム学科 〔うち昼間主コース 夜間主コース〕	742人 706人 36人 278人 246人 32人 360人 328人 32人 258人 226人 32人 278人 246人 32人 324人 288人 36人
教育学研究科	学校教育専攻 （うち修士課程） 障害児教育専攻 （うち修士課程） 教科教育専攻 （うち修士課程）	36人 36人 10人 10人 84人 84人
経済学研究科	経済学専攻 （うち博士前期課程） 経営学専攻 （うち博士前期課程） グローバル・ファイナンス専攻 （うち博士前期課程） 経済経営リスク専攻 （うち博士後期課程）	36人 36人 36人 36人 12人 12人 18人 18人
特別支援教育専攻科	障害児教育専攻	30人
附属幼稚園	160人 学級数 5	
附属小学校	645人 学級数 18	
附属中学校	360人 学級数 9	
附属特別支援学校	60人 学級数 9 〔うち小学部 18人 学級数 3〕 〔 中学部 18人 学級数 3〕 〔 高等部 24人 学級数 3〕	